

令和 7 年度

香美市宿泊施設等緊急整備事業助成金

募 集 要 領

(申請期間)

令和 7 年 5 月 1 3 日 (火) ～令和 7 年 1 2 月 2 6 日 (金)

午前 9 時～午後 5 時 (土日祝、年末年始休業を除く)

※ただし、事業完了期限は令和 8 年 2 月 2 日 (月) となります。

※予算の都合上、期限前に募集を終了することがあります。

注) 審査、採択は、申請受付順に行います。

申請から採択まで約 2 週間を要します。

詳しくは香美市商工会までお問い合わせください。

Tel0887-53-4111

令和 7 年 5 月 1 3 日

令和 7 年度 香美市宿泊施設等緊急整備事業助成金募集要領

1. 目的

この要領は、香美市商工観光振興事業費補助金を受け、市内の宿泊施設等の整備を行う宿泊事業者（新たに宿泊業を行おうとするものを含む）に対し、香美市内で宿泊事業を開始または客室を増設するなど宿泊者数の増加を図る事業へ、経費の一部を市からの補助金の範囲内で支援し、香美市の活性化を促すと共に、雇用の創出を図ることを目的とする。

2. 対象者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 香美市内に本支社、本支店、住所（個人）のある事業者等（創業、開設等含む）。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受ける業種を主な事業とする者は除く。
- (2) 助成対象事業を香美市内で実施するもの。
- (3) 実績報告時に必要な許可等を取得できるもの。
- (4) 市町村税（国民健康保険税を含む）を滞納していないもの。
- (5) 宗教活動や政治活動を重たる活動目的としていないもの。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団の統制下にあるもの又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの統制下にある者でないこと。
- (7) 反社会的勢力、またその関係を有しないもの。
- (8) 助成金利用後 5 年間は、商工会の会員として事業確認を受けることが出来るもの。
- (9) その他、公的な支援を受けることが適当であると判断されるもの。

3. 対象となる地域

香美市内とする。

4. 助成内容

宿泊事業者（新たに宿泊業を行おうとするものを含む）に対し、香美市内で宿泊事業を開始または客室を増設するなど宿泊者数の増加を図る事業を実施するための必要経費。但し、消費税は助成不可。

- (1) 店舗等の改装経費（実支出の 2/3 以内を助成）
- (2) 什器、備品等の購入費用（実支出の 2/3 以内を助成）
※什器、備品とは取得価額 10 万円以上かつ耐用年数が 1 年以上のもの
- (3) その他
上記には含まれていないが、審査会で協議の上、認められた経費

【補助対象となる経費】

宿泊者数の増加や稼働率向上等に向けた取組みに要する経費となる。
ただし、旅館業法等の法令等に抵触しないこと。

【具体例】

- ・布団、ベッドや什器・備品等の購入
- ・機械設備等の導入等
- ・宿泊施設の客室増設における内外装工事等
- ・Web 上での予約サイトの導入（新たに宿泊業を行おうとする者のみ）

※内装経費及び什器・備品購入費用、空き店舗の賃借料については、消費税抜きにて助成金額を決定する。

※助成金の確定額は、助成対象経費の実支出の2／3または配分された助成金の額のいずれか低い額とする。

※各助成対象経費の2／3に相当する額に1,000円未満の端数が生じるときは、それぞれの端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※交付の決定を受けた者は、事業完了日から起算して30日を経過した日までに様式5に必要書類を添えて香美市商工会に請求すること。

※什器・備品購入費については、中古品であっても適用するが2者以上からの見積を提出すること。

※什器・備品について審査時に提出した見積書の商品等と違っていても同等品であれば助成対象とする。

※助成の対象経費が他の補助金等の対象経費と重複していないこと。

※助成金利用後3年以内に移転・廃業した場合、助成金返還を求める場合もあるので注意すること。

※助成金の精算は実績報告後となる。

5. 助成する金額

1 事業者100万円以内（4事業所を予定）

※消費税除く

◆注意点

※費用の支払いについては銀行振込とする。例えば現金払い、クレジットカード払いなどは助成対象外とする。

※当該事業に使用したものとして明確に区別できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみ助成対象となる。

※振込の取引日、金額、振込先名、請求書に記載されている口座番号等の事実が分かる振込明細書が必要であり、経費支出関係書類の宛名は、本助成金の交付決定を受けた「助成事業者名」で統一すること。助成事業者名以外の場合は助成対象外となる。

- ※事業完了期限までに支払いが完了しなかったものは助成対象外となる。
- ※汎用性の高いもの（パソコン等）は助成対象外とする。
- ※オークションまたはメルカリ等、個人同士でのやり取りにより購入したものについては助成の対象外とする。
- ※什器・備品の購入に際し、商品券、ポイント、クーポン等を利用したの購入は不可（助成対象外）とする。
- ※採択通知は、助成対象経費や助成金交付希望額を承認するものではない。助成金の交付は、事業完了後、実績報告の結果に基づき「助成金決定通知」の手続きにより決定する。

6. 募集期間

期間：令和7年5月13日（火）～令和7年12月26日（金）

（土日祝、年末年始休業を除く）午前9時～午後5時

※ただし、事業完了期限は令和8年2月2日（月）となる。

※申請受付順に速やかに審査、採択を行うが、申請から採択まで約2週間を要する。

7. 申請方法

助成金の交付を受けようとする者は、様式1により、必要書類を添えて香美市商工会に提出すること。（原則として持参により提出すること）

8. 助成金申請フロー

① 助成金交付申請

上記の助成金交付申請書・必要書類を提出すること。

但し、当会において申請書の確認をし、申請書の受付印を押印した日が申請日となる。

② 助成金交付決定

助成の決定については、予算の範囲内において、審査会により決定し、交付決定の可否を通知する。

③ 事業の実施

申請者にて、備品の購入や改装工事等の事業を実施する。

実績報告書提出時までには、香美市商工会に加入する。

④ 実績報告

助成事業が完了したときは、事業完了日から起算して30日を経過した日、または最終提出期限令和8年2月16日（月）のいずれか早い日まで（必着）に、実施事業内容および経費内容を取りまとめ、実績報告書兼請求書（様式5）に必要書類を添えて香美市商工会に提出すること。

- ※当該事業で、改装工事を行った場合は、その改装工事前後の店舗等の写真、備品等を購入した場合は購入物の写真を撮り保管（実績報告に添付）すること。
- ※法人においては、設立・異動に伴う届出を香美市役所へ提出し、写しを提出すること。
- ※開店についてはオープン後に訪問して確認する。宿泊事業を開始または宿泊者数の増加を図る事業を実施したことがわかる資料（販促物、チラシ等）を提出すること。
- ※事業実施年分の税務申告の控えを遅滞なく提出すること。

⑤助成金確定支払

助成事業者から提出された実績報告書等に不備がなく、全ての確認処理が終了した後、実績報告の結果に基づき助成金額を確定し、香美市に確認のうえ「助成金決定通知」の手続きにより決定し、指定口座に助成金を支払う。

9. その他

①審査について

審査委員会の委員は下記のとおりとする。

審査委員長・・・香美市商工会事務局長

審査委員・・・・香美市商工会経営指導員1名以上

香美市役所商工観光課1名以上、有識者1名以上

計4名以上6名以内で審査会を実施する。

審査会における採択は、一審査員あたり評価点50点中30点とする。

全審査員の評価点数がそれぞれ6割以上とする。

尚、不採択の場合において事業計画の見直しを行い、再審査を受けることが出来る。

②ご不明な点は、事前に事務局にお問い合わせください。

10. 申請の受付・お問い合わせ先

〒782-0034 高知県香美市土佐山田町宝町2-2-27 香美市商工会 電話 0887-53-4111

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00（土日祝日、年末年始休業を除く）